

【菊陽町】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	4,462人	4,464人	4,464人	4,464人	4,464人
② 予備機を含む 整備上限台数	5,131台	5,133台	0台	0台	0台
③ 整備台数 (予備機除く)	0台	4,464台	0台	0台	0台
④ ③のうち 基金事業によるもの	0台	4,464台	0台	0台	0台
⑤ 累積更新率	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
⑥ 予備機整備台数	0台	669台	0台	0台	0台
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0台	669台	0台	0台	0台
⑧ 予備機整備率	0.0%	15.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新の考え方)

- ・タブレット端末は、Windowsを採用しているが、令和7年10月14日にWindows10サポートの終了に伴い、現時点で町が所有している5,081台全てのタブレット端末はWindows11にアップデートできないことが判明した。
- ・令和2年度に整備したリース分は令和8年2月末までがリース期間であり、契約上無償譲渡されることになっている。
- ・Windows10用のセキュリティ更新プログラムを購入して令和7年度末までは現所有の5,081台を使用し、令和7年度中に端末等を調達して、令和8年4月1日に全町一括で更新を行うこととする。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数 5,081台

○処分方法

- ・使用済み端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 0台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者へ再使用・再資源化を委託 : 0台

- ・資源有効利用促進法の製造事業者に再使用・再資源化を委託 : 0 台
- ・その他（共同調達の使用条件により処分） : 5,081 台

○端末のデータの消去方法

- ・端末メーカーが提携する処分業者に依頼し、端末内の記憶装置を復元不可能な状態（物理的な破壊を含む）にする。その後、処分業者から廃棄証明書を受領する。

○スケジュール（予定）

令和 8 年 4 月 1 日 新端末利用開始

令和 8 年 4 月～6 月 使用済み端末の処分

○その他特記事項

令和 7 年～令和 10 年度までの児童生徒数（推定値）は横ばい傾向だが、宅地開発やマンション建設が進んでおり、転入児童生徒の増加が見込まれるが、推定が困難なため、児童生徒数の変化に注視する。